

令和7年度

保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士修学資金貸与のご案内

大子町では、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士を目指す方で、資格取得後、町内医療機関等において資格業務に従事する方に修学資金を貸与します。なお、従事した期間が修学資金貸与期間に達したとき（貸与期間が3年未満のときは3年間）は、修学資金の返還は免除されます。

【資金貸与を受けることができる者】

以下に該当する養成施設を卒業し、資格取得後、就業した日から貸与期間（3年未満のときは3年間）町内医療機関等において保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士の業務に従事する者

文部科学大臣の指定した保健師学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所
文部科学大臣の指定した助産師学校又は厚生労働大臣の指定した助産師養成所
文部科学大臣の指定した看護師学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所
文部科学大臣の指定した准看護師学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所
文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所

【貸与人数】 若干名

【資金貸与の額及び貸与の方法】

修学資金は、月額70,000円

6月、9月、12月、3月に、それぞれその月までの分を貸与します。

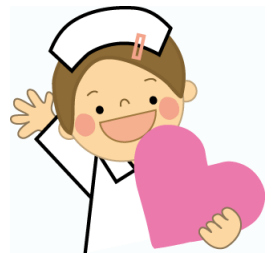
【資金貸与申請に関する手続き】

（1）申請に必要な書類を提出

- ① 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 養成施設の長の推薦書
- ③ 医師の健康診断書
- ④ 戸籍抄本又は謄本

（2）申請し、町から貸与決定を受けた後、修学資金貸与に関する契約書（様式第2号）を2部提出
契約書には2人の保証人が必要です。保証人は、貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

なお、修学資金貸与を受けようとする者が未成年であるときは、保証人の1人は法定代理人（親等）でなければなりません。また、保証人の1人は町内に居住する者でなければなりません。



【申込期限】 令和7年4月25日（金）

【注意事項】

- ・貸与決定にあたり面接を行います。
 - ・この修学資金以外の修学資金、これに準ずる資金の貸与をすでに受けている方又は受ける見込がある方は申請できません。
 - ・養成施設を卒業した日から、2年以内に保健師等の資格を取得し、速やかに町内医療機関等においてその業務に従事してください。
 - ・修学資金の返還免除とならなかった場合は、町規定により修学資金を返還してください。
- ※修学資金貸与申請書（様式第1号）、養成施設の長の推薦書は、大子町ホームページからダウンロードできます。保健センター（健康増進課窓口）でお渡しすることもできます。